

本市の国民健康保険の状況

【問合せ】本市庁保険年金課 国保グループ ④(23) 5111 (内線2842)

日本では、病气やけがをしたときに、安心して医療が受けられるように「国民皆保険」が制度化され、何らかの公的保険への加入が義務付けられています。国民健康保険(以下「国保」)はその一つで、市町村が運営している保険です。現在、本市全体の2割強の方が国保加入者(被保険者)です。

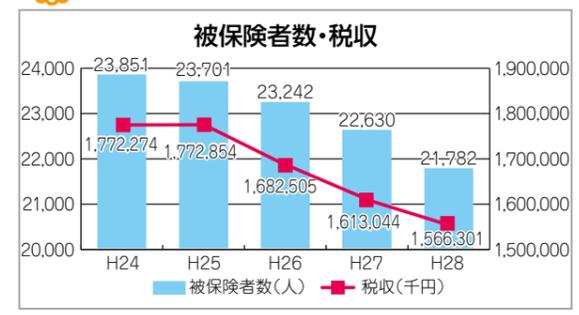
近年、高齢化や景気の低迷などにより、国保税は減収の傾向にあります。一方、医療費の伸びにより保険給付費は増加しており、大変厳しい財政運営を強いられています。本来、国保に係る経費は、国などからの補助金と被保険者からの保険税によって賄われるものですが、本市では、被保険者の税の負担を少しでも軽減するため、一般会計から財政支援を行うなどの対策を行っています。医療費(保険給付費)も、今後ますます増えることが予想されます。医療機関を受診する際は、適正な受診を心掛けましょう。

3 医療機関などの受診に関する年度別推移

● 国保の被保険者数と国保税

平成28年度の被保険者数は、年間平均で2万1,782人となり、前年度より848人、約3.7%減少しました。これは、75歳到達により、1,064人が国保から後期高齢者医療制度へ移行したことが主な要因です。なお、本市の人口に占める国保の加入割合は約21.9%となっています。

また、これに伴う国保税の収納額(現年課税分)は約15億6,630万円で、前年度より4,674万円、約2.9%の減少となっています。

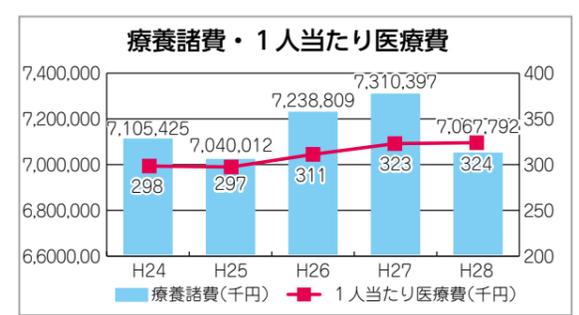


● 療養諸費と1人当たりの医療費

平成28年度の本市国保における療養諸費の総額は、約70億6,779万円で、前年度より2億4,260万円、3.3%減少しました。

一方、1人当たりの医療費は約32万4千円で、前年度より約1千円、約0.3%増加しており、全国平均より高い水準となっています。

加入者一人一人の負担を減らすためにも、日頃の生活を見直し、医療費を有効に使うことが大切です。



4 かかりつけ医・薬局を持ちましょう

● 「かかりつけ医」は、あなたの健康のパートナーです

日常的な診療を行ってくれる身近な医師のことを「かかりつけ医」と呼んでいます。「かかりつけ医」は、あなたが何でも気軽に安心して相談できる力強い「健康パートナー」です。あなた自身と家族の健康のために、身近に「かかりつけ医」を持ちましょう。また、普段の健康管理や日常的な病気の治療の場合は、その「かかりつけ医」で受診しましょう。

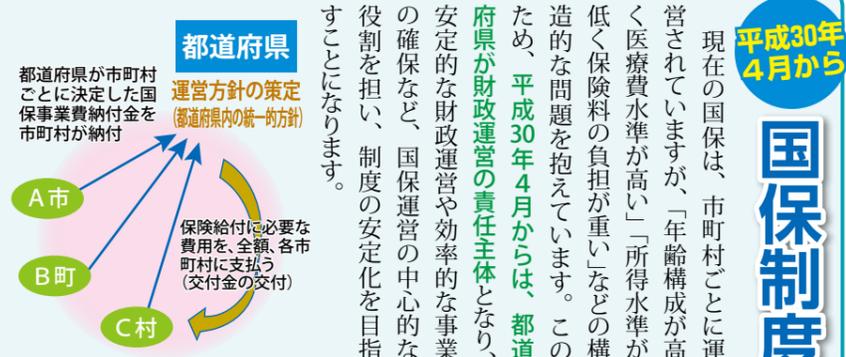
● 「かかりつけ薬局」を持って、薬をより安全で有効に!

患者は、どこの病院にかかっているか、処方箋があれば薬局を自由に選ぶことができます。いつも利用する薬局、すなわち「かかりつけ薬局」を持つことで、薬歴(薬の服用の記録)を総合的に管理できる利点があります。

これにより、薬の飲み合わせなどによる副作用を未然に防止できるほか、薬の飲み忘れや気掛かりなことなど、気軽にアドバイスや健康情報を受けることができます。

制度見直しにおける都道府県と市町村の主な役割分担

都道府県	市町村
・財政運営の責任主体	・国保事業費納付金を都道府県に納付
・国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	・国保資格を管理(被保険者証などの発行)
・市町村ごとの標準保険料率を算定・公表	・標準保険料率などを参考に保険料率を決定
・市町村への保険給付費等交付金の支払い	・保険料の賦課・徴収
	・保険給付の決定・支給



平成30年4月から

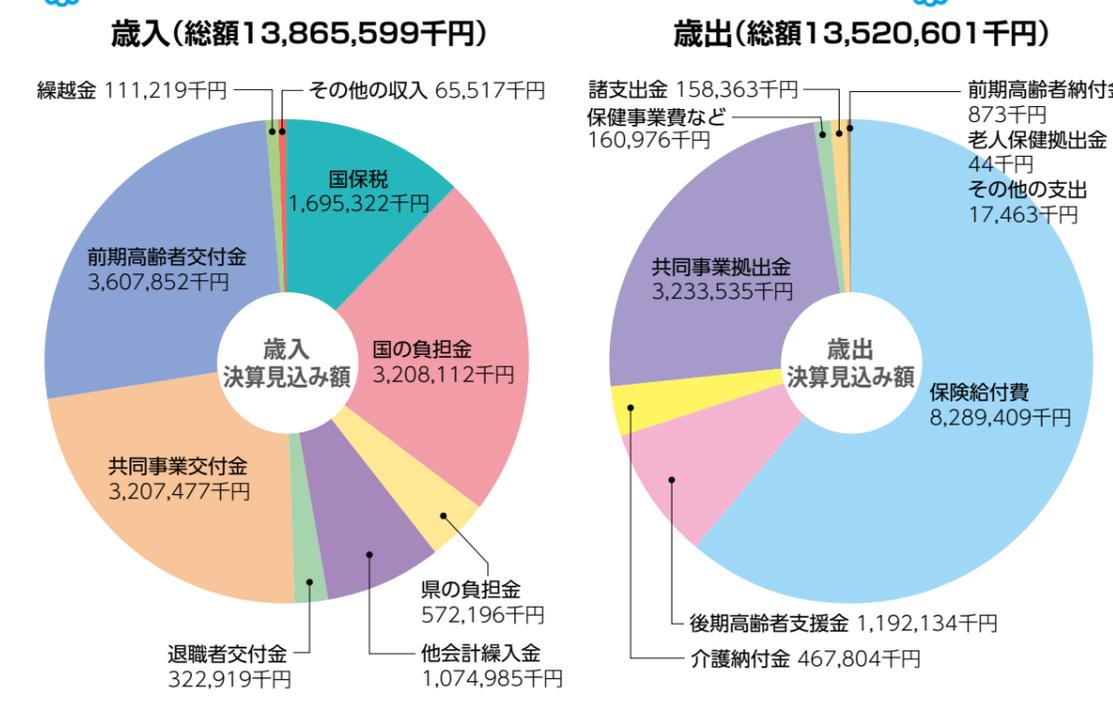
国保制度が変わります

現在の国保は、市町村ごとに運営されていますが、「年齢構成が高く医療費水準が高い」「所得水準が低く保険料の負担が重い」などの構造的な問題を抱えています。このため、平成30年4月からは、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保など、国保運営の中心的な役割を担い、制度の安定化を目指すこととなります。

● 平成30年4月からの変更点

- 資格の取得・喪失は都道府県単位に
- 県内の他市町村に住所が変わった場合でも、国保の資格の取得・喪失は生じません。
- ただし、他の都道府県へ住所が変わった場合には、従来どおり国保の取得・喪失が生じます。
- 高額療養費の多数回該当が県単位で通算
- 県内の他市町村への転出などであれば、高額療養費の多数回該当は通算され、加入者の経済的な負担が軽減されます。
- 被保険者証の様式
- 県も国保の保険者となることに伴い、被保険者証の様式が変わります。
- *新たな被保険者証への切り替え時期は、通常の更新時期である平成30年8月1日を予定しています。
- 国保税の算定方法
- 県が示す標準保険料率などを参考に保険料率(保険税率)を決定するため、国保税の算定方法が変わる場合があります。
- 市町村国保の財政運営の仕組みは変わりますが、医療の受け方はこれまでと変わりません。
- また、被保険者証などの各種届出の窓口、保険給付の申請、保険税の納付に関するなどは、従来どおり本市の窓口で手続きができます。

1 国保事業特別会計<歳入・歳出>(平成28年度決算見込み額)



2 国保事業特別会計の推移<単年度収支の状況>

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
① 歳入 総額	12,328,301	12,285,093	12,388,137	14,002,566	13,865,599
② 歳出 総額	11,937,210	11,853,401	12,020,412	13,891,347	13,520,601
③ 収支差引(①-②)	391,091	431,692	367,725	111,219	344,998
④ 基金繰入額	0	0	0	0	0
⑤ 財政支援繰入額	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000
⑥ 前年度繰越金	312,701	391,091	431,692	367,725	111,219
⑦ 基金積立金	44	160	158	157	146
⑧ 公債費	0	0	0	0	0
⑨ 単年度収支	△ 171,567	△ 209,239	△ 313,809	△ 506,348	△ 16,075
⑩ 基金残高	200,044	200,204	200,362	200,519	200,665

*「財政支援繰入額」とは、本市の一般会計(市の一般的な事業に係る会計)から国保事業特別会計へ財政支援を行った額です。

*「単年度収支」とは、単年度の歳入から歳出を差し引いた額で、前年度繰越金や赤字補てんのための繰入金などを除いた額です。四捨五入の関係上、数値が合わない場合があります。

*平成28年度の見込み額は、約1,607万円の赤字となっており、前年度より改善しています。

すぐにできる医療費の適正化! ジェネリック医薬品を利用しましょう。